

うきは市高齢者雇用環境改善パートナー制度 実施要綱

(目的)

第1条 高齢者が継続して活躍できる職場環境づくりに取り組む意欲のある個人又は団体等に「うきは市高齢者雇用環境改善パートナー制度」(以下、「パートナー制度」に参画していただくことで、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、うきは市内において高年齢者が活躍できる環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、申込者等の定義は次のとおりとする。

- (1) 申込者 パートナー制度に参画しようとする個人又は団体等をいう。
- (2) 団体等 市内において活動を行う企業、法人、団体(法人格のないものを含む。)とする。
- (3) 参画者 パートナー制度に参画する個人又は団体等をいう。

(申込み)

第3条 申込者は、市が別途定める期限内に、うきは市高齢者雇用環境改善パートナー登録(変更)申込書(様式第1号)により申し込みを行うものとする。

(参画要件)

第4条 市は、前条の申込内容に不備がないことを確認した後、申込者を「うきは市高齢者雇用環境改善パートナー」に登録するものとする。ただし、市は、申込者が次の要件のいずれかを満たすと認めた場合、登録しないものとする。

- (1) 申込書の記載に虚偽がある場合
- (2) 申込者が暴力団又は暴力団関係者であることが判明した場合
- (3) その他本制度の運営に重大な支障が生じると認められる場合

(参画者の資格)

第5条 参画者は、自らが行う高齢者雇用環境の改善に向けた活動を積極的に情報発信するよう努めるものとする。

2 前項の場合のほか、市は、参画者に対し、高齢者雇用環境の改善に向けた活動状況の報告を求めることができる。

(市の責務)

第6条 市は、参画者に対して「うきは市高齢者雇用環境改善パートナー証」を交付するものとする。

2 市は、参画者の高齢者雇用環境の改善に向けた活動を積極的に情報発信するなど、参画者の活動支援に努めるものとする。

(変更の届出)

第7条 参画者は、申込内容に変更が生じた場合は、うきは市高齢者雇用環境改善パートナー登録（変更）申込書（様式第1号）により、市に変更内容を届け出るものとする。

（登録の取り消し）

第8条 市は、参画者が第4条の要件を満たしていないことを確認した場合のほか、参画者からの申し出があった場合又は参画者の存在が認められない場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第9条 市は、申込者等が提供した情報について、本制度の運用にのみ使用することとし、それ以外の目的に使用しない。

（掌握）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はうきは市長が別に定める。

【様式第1号】

うきは市高齢者雇用環境改善パートナー登録（変更）申込書

令和 年 月 日

住所・所在地	
個人又は団体等名	
代表名（個人の場合不要）	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

「うきは市高齢者雇用環境改善パートナー制度 実施要綱」を遵守し、「うきは市高齢者雇用環境改善パートナー」として、以下のとおり高齢者雇用環境の改善に向けた活動を推進します。

高齢者雇用環境の改善に向けた活動内容

1	これまでの活動内容（高齢者雇用環境の改善に関連すると考える活動）
2	高齢者雇用環境の改善に向けた今後の活動（活動予定、関心のある取り組みも可）
3	その他

※これまでの活動内容や今後の活動予定をできるだけ詳細に記載してください。
※事業者の概要がわかる資料を添付してください。